

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

（3）郷土物産品

（4）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理（加熱する、かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 申請書の提出時点において、1年以上市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会の出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めたもの

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 申請書の提出時点において、当該出店業務に関する法令等に違反して過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請書の提出時点において、市税（十和田市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。また、販売員として暴力団員を雇用していないこと。

8 運営設備等

売店の運営に係る設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他必要な書類

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。この場合において、出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合において、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出するものとし、実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の推進などに関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他実行委員会が特に認めた者

- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、出店の申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店出店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者

に委託すること。

- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火器又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令等に定めることにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲げ、販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として、搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (8) 従事者は、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(11) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後速やかに、出店に要した物品等を搬出し、原状回復をし、売店監督員の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 賠償責任

出店者又はその従事者が競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。